

各位

全４ページ
登録速報(2026-104)
2026年7月22日
クミアイ化学工業株式会社
企画普及部 普及課

登録速報

下記のとおり適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。
適用拡大登録年月日：2026年7月22日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第20993号

名称：ショキニー250グラム

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項中、以下を変更し、【変更後】のとおりとする。

- ①適用雑草名のうち、「水田一年生雑草」を「一年生雑草」に変更する。
- ②使用方法のうち、「無人ヘリコプター」を「無人航空機」に変更する。

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	プロモブチドを含む農薬の使用回数	ペントキサゾンを含む農薬の使用回数
移植水稲	一年生雑草、マツバ イ、ホトイ、ミ ズガヤツリ、ハ ウオモダカ	移植直後～ ヒエ1葉期 但し、移植 後30日ま で	250g /10a	1回	湛水散布、湛 水周縁散布、 水口施用 又は無人航空 機による散布	2回以内	2回以内

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容
農薬登録申請書第8項中、13)を以下の通り変更し、別紙【変更後】のとおりとする。
農薬登録申請書第10項中、2)を以下の通り変更し、＜別紙＞【変更後】のとおりとする。

第8項

【変更前】

- 13) 無人ヘリコプターで散布する場合には以下に注意すること。

- ①散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
- ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。
- ③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置のメタリング開度を調整する。

【変更後】

- 13) 無人航空機で散布する場合には以下に注意すること。

- ①散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
- ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。

③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置の開度を調整する。

第10項

【変更前】

2) 無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。

8. 使用上の注意事項

【変更後】

- 1) 使用量に合わせ秤量し、使いきること。
- 2) 本剤は雑草の発生前から発生始期に有効なので、ノビエの1葉期までに時期を失しないように散布すること。なお、多年生雑草は生育段階によって効果にふれがでるので、必ず適期に散布するように注意すること。ホタルイ、ミズガヤツリ、ヘラオモダカに対しては発生始期までが本剤の散布適期である。
- 3) 苗の植付けが均一となるように、代かきおよび植付作業はていねいにおこなうこと。未熟有機物を施用した場合は、特にていねいにおこなうこと。
- 4) 湛水散布または湛水周縁散布に当っては、やや深めの湛水状態（水深5～6 cm）にして水の出入りを止めること。
- 5) 湛水散布の場合は田面に散布し、また、湛水周縁散布の場合は、水田周縁部に沿って帯状に散布すること。
- 6) 水口施用の場合は、あらかじめ1～2 cm 程度水深を確保した状態で、入水時に本剤を水口に施用し、流入水とともに水田全面に拡散させ、施用後田面水が通常の湛水状態（湛水深3～5 cm）に達した時に必ず水を止め、田面水があふれ出ないように注意すること。
- 7) 散布後少なくとも3～4日間は通常の湛水状態（水深3～5 cm）を保ち、散布後7日間は落水、かけ流しはしないこと。
- 8) 藻類・表層はく離などの水面浮遊物が多い場合は、本剤の拡散が不十分になるおそれがあるため、周縁部散布をさけ、本田内で、水田全面に散布すること。
- 9) 以下のような条件下では薬害が発生するおそれがあるので使用をさけること。
 - ①砂質土壌の水田および漏水田（減水深2 cm/日以上）
 - ②軟弱苗を移植した水田
 - ③極端な浅植えの水田および浮き苗の多い水田
- 10) 梅雨期等、散布後に多量の降雨が予測される場合は防除効果が低下することがあるので使用をさけること。
- 11) 散布後の数日間に著しい高温が続く場合、初期成育が抑制されることがあるが、一過性のもので次第に回復し、その後の生育に対する影響は認められていない。
- 12) 本剤は吸湿性があるので、ぬれた手で作業したり、降雨でぬれることがないように注意すること。また、開封後は早めに使用すること。
- 13) **無人航空機**で散布する際は以下に注意すること。
 - ①散布は使用機種の使用基準に従って実施する。
 - ②専用の粒剤散布装置によって湛水散布する。
 - ③事前に薬剤の物理性に合せて粒剤散布装置の**開度**を調整する。
 - ④散布薬剤の飛散によって他の植物に影響を与えないよう散布区域の選定に注意し、当該水田周辺部への飛散防止のため散布装置のインペラの回転数を調整し、圃場の端から5 m以上離して圃場内に散布する。
 - ⑤水源池、飲料用水などに薬剤が飛散、流入しないように十分注意する。
- 14) 本剤を散布した水田の田面水を他の作物に灌水しないこと。
- 15) 本剤はその殺草特性かられんこん、くわい、せりなどの生育を阻害するおそれがあるので、これらの作物の生育期に隣接田で使用する場合は十分注意すること。
- 16) 本剤の使用に当っては使用量、使用時期、使用方法などを誤らないように注意するほか、別途提供されている技術情報も参考にして使用すること。特に初めて使用する場合や異常気象の場合には、病虫害防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

10. 使用上の注意事項

【変更後】

- 1) 水産動植物（藻類）に影響を及ぼすので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 2) 無人航空機による散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。
- 3) 散布後は水管理に注意すること。
- 4) 散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また空容器、空袋等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上